

社会福祉法人徳島県共同募金会共同募金配分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人徳島県共同募金会（以下「本会」という。）定款第1条に規定する共同募金の配分を公平かつ効果的に行うことを目的とする。

(配分対象)

第2条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を經營するもの及び更生保護事業法による更生保護事業を営むものを対象とする。

(配分欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず次の各号に該当するものは、除外するものとする。

- ① 社会福祉を目的としても、生活困難者のために無差別平等の取扱いをせず、構成員の互助、共済のみをおこなうもの
- ② 社会福祉を目的とするものであつても、政治、宗教、組合等の運動のための手段としておこなわれ、またその取扱いの対象が関係者に限られているもの
- ③ 共同募金の配分金以外の収入によって、その必要な事業運営ができるもの
- ④ 運営の基礎、管理の状況等が不十分で、地域住民から信頼されていないもの
- ⑤ その名称如何に関わらず営利のために行っているとみなされるもの
- ⑥ 法令に基づいて認可される条件を備えていながら、あえて認可を受けていないもの
- ⑦ 国又は地方公共団体が設置又は運営若しくはその責任に属するとみなされるもの
- ⑧ 社会福祉法第122条の規定に該当する寄付金の募集を行ったもの
- ⑨ 本会の評議員が不適當と認めたもの

(配分の種類)

第4条 配分の種類は次のとおりとする。

- ① 施設配分
- ② 団体配分
- ③ 地域共同作業所配分
- ④ NPO及びNPOに準じる団体福祉活動配分
- ⑤ 地域配分
- ⑥ 緊急災害配分金及び緊急配分金並びに災害等準備金による配分

(施設配分)

第5条 福祉施設の運営又は入所者の処遇向上のため必要な施設、設備、備品等の整備（改築・修理・修繕を含む）その他先駆的開拓的事業等であつて、民間及び公的な助成の困難なもので、かつこの配分金の交付を受けなければ他に方法の無いものについて配分する。

2 配分金は、特別の事情のあるものを除き、原則として必要な事業費の4分の3以内とし、10万円以上、100万円以内とする。

(地域共同作業所配分)

第6条 障害者のために設置する共同作業所等の施設整備又は備品等の整備を対象とし、配分する。

2 配分金は、前条第2項によるものとする。

(団体配分)

第7条 社会福祉又は更生保護を目的として全県的な組織と活動領域を有する団体の事業を対象とし、配分率は原則として4分の3以内を配分する。

(NPO福祉活動配分)

第8条 新しい地域福祉ニーズに対応した先駆的・開拓的な取り組みで地域の福祉活動を助長する目的で、全県的な組織と活動領域を有する団体の事業を対象とし、配分率は原則として4分の3以内とし、配分限度額は10万円以内とする。

(地域配分)

第9条 地域配分は、共同募金委員会又は市町村社会福祉協議会に対して実施する。ただし、市町村社会福祉協議会に対して配分する場合は、次に掲げる事業費を配分対象とする。

- (1) 地域福祉事業費
- (2) 心配ごと相談費
- (3) 特別配分事業費

2 地域福祉事業費は、地域福祉、在宅福祉及びこれに関連する事業に要する経費とし、募金実績の一定範囲内の額を市町村単位として配分する。

3 心配ごと相談費は、心配ごと相談所の活動に要する経費とし、次の表に掲げる額を配分する。

人口区分	配分額
5,000人未満	40,000円
5,000人以上 20,000人未満	50,000円
20,000人以上 40,000人未満	60,000円
40,000人以上 60,000人未満	70,000円

60,000人以上 100,000人未満	110,000円
100,000人以上 200,000人未満	140,000円
200,000人以上	180,000円

4 特別配分事業費は、地域福祉、在宅福祉事業に要する経費のうち地域福祉事業費で実施困難な先駆的又は開拓的な事業並びに地域福祉、在宅福祉事業の実施に必要な機動力等の機器の整備について、市町村社会福祉協議会に対して100万円を限度として配分する。

(配分の要望)

第10条 配分の要望は、毎年5月末日までに、配分要望書(様式1)により本会に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず地域配分のうち地域福祉事業費及び心配ごと相談費にかかる配分については、別に定める様式により地域福祉活動事業受配計画表を毎年7月20日までに本会に提出するものとする。

(配分決定通知)

第11条 本会は配分を決定したときは、前条第1項の規定による配分要望書を提出した者に対し配分決定額、配分金の使途目的、事業完了の時期、配分を受けた者の順守事項等を通知するものとする。

(配分金の使途年度)

第12条 配分金は、原則として募金年度の翌年度の事業に充当するものとする。ただし、歳末たすけあい義援金、使途指定寄付金、緊急災害配分金、災害等準備金の配分金はこの限りでない。

(配分金の交付申請)

第13条 配分金は、原則として次の区分により交付申請するものとする。

- ① 施設配分及び地域共同作業所配分は、配分決定事業の事業完了後、配分金交付申請書(様式2)により交付の申請をすること。
- ② 団体配分及びNPO及びNPOに準ずる団体福祉活動配分は、配分金交付申請書(様式3)により4半期に分けて交付の申請をすること。
- ③ 地域配分のうち特別配分事業費については、配分決定事業の事業完了後、配分金交付申請書(様式2)により、地域福祉事業費及び心配ごと相談費については配分金交付申請書(様式4)により交付の申請をすること。

(実績報告)

第14条 配分決定事業を完了したときは、速やかに実績報告書(様式5)を本会に提出するものとする。ただし、前条第1号及び第3号の規定により配分決定事業の事業完了後に配分金交付申請書を提出したものはこの限りで

ない。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2～7 省 略

8 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。